

食品表示ウォッチャーを募集しています！

委嘱予定人数
30人

県では、食品の表示をモニタリングする食品表示ウォッチャーを募集しています。

【活動内容】

- ・食品の表示状況のモニター及び報告
- ・不適正な食品表示の情報提供
- ・食品表示に関する研修会への参加

【活動期間】

委嘱した日から令和6年3月31日まで

※委嘱は、令和5年5月頃を予定。

【応募資格】 次のいずれにも該当する方です。

- ・令和5年4月1日現在、満18歳以上の方
- ・岩手県内に居住されている方

【応募方法】

所定の応募用紙又は、はがきに郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業、電話番号、ファクス番号、応募動機、岩手県食品表示ウォッチャーの経験の有無（ある場合は活動年度）を記入の上、郵送、ファクス、Eメールのいずれかでお申込みください。

◆郵送の場合

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 県庁県民くらしの安全課 食の安全安心担当

◆ファクスの場合 019-629-5279 ◆Eメールの場合 AC0009@pref.iwate.jp

【謝金】 活動に応じて1,500円（年間）の範囲内でお支払いします。（通信費等の経費を含む。）

【応募締切】 令和5年3月31日（金）（当日必着）

【問い合わせ先】 県民くらしの安全課 食の安全安心担当 電話 019-629-5270



【(公財)岩手県生活衛生営業指導センターについて】

- ・ (公財)岩手県生活衛生営業指導センター (以下「指導センター」という。) は、生衛法 (生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律) により設立された公益法人であり、飲食店や理美容業等の生衛業 (生活衛生関係営業) の向上発展と消費者保護のため各種の事業を推進しています。
- ・ また、コロナ禍の中で、生衛業の衛生確保や営業継続のため、生衛業者への相談対応や助言等を行っています。
- ・ 指導センターの専門の経営指導員が相談等に対応します。
お店に伺うことも可能です。どうぞお気軽に御相談ください。

【指導センター相談対応時間等】

曜日	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く。)
受付時間	午前9時～午後5時
電話番号	019-624-6642
メール	iwatecenter@seiei.or.jp
場所	盛岡市志家町3-13 岩手県美容会館内

※ 詳しくはこちら ([指導センターホームページ](#)) を御覧ください。

特殊詐欺にご注意

令和4年末、岩手県の特種詐欺の認知件数は、37件（前年比+6件）、被害額は1億0,082万円（前年比+812万円）であり、前年から認知件数、被害額ともに増加しており、全国的に見るも、認知件数は増加傾向にあります。

特殊詐欺の犯人は、高度に組織化されており、検挙されにくく、予防措置が有効な手段と言われていることから、下記を参考に、家族ぐるみで予防しましょう。

詐欺のキーワード

- あなたの口座が悪用されている。
- キャッシュカードを確認しに行く。
- 払戻金（還付金）がある。
- インターネットの利用料金が未納である。
- コンビニで電子マネーカードを購入して番号を教えてください。

だまされないためのポイント

- ◇ 事前に家族で合言葉を決めておく。
- ◇ 在宅中でも留守番電話設定にして、すぐに電話に出ない（相手を確認する。）。
- ◇ 左の詐欺のキーワード（お金の話）が出たら一旦電話を切って家族や知人、警察に相談。

◇ お問い合わせ先 消防安全課 県民安全担当（電話 019-629-6871）

賃貸住宅の「原状回復」トラブルに注意

～住み始める時から、「いつか出ていく時」に備えておこう～

春は入学や就職、転勤などにより新生活をスタートさせる人が多い時期。

このため、その直前となる2月から3月は一年で最も引越しをする人の数が増えると同時に、賃貸住宅から退去するときの「原状回復」に関するトラブルも多くみられます。

★「原状回復」の一般的なルール

- ・借主は、賃貸物件の「原状回復義務」を負う
- ・「通常損耗」「経年変化」「借主に責任がない損傷」は、原状回復義務に含まれない。

※一般的なルールと異なる条件が契約で定められている場合もあります。



★よくあるトラブル事例

【事例1】

敷金礼金不要のアパートを退去したら、契約書の記載と異なるエアコン清掃代や入居前からあったフローリングのキズの修繕費用まで請求された。

【事例2】

アパートを退去した際、自分では通常損耗だと思う箇所の修繕費用や、契約書に記載のない費用を請求され納得できない。

【事例3】

20年以上住んだマンションを退去した際、入居時から付いていたキズについて「最近付いたものだ」として修繕費用を請求された。

【事例4】

敷金礼金不要のアパートを退去した際、シャワーヘッドの交換費用を請求され、入居時から不具合があったと伝えたが証拠がないと言われた。

★トラブルを防ぐために★

- 1 **契約前**に、契約内容の説明をよく聞き、契約書類の記載内容をよく確認しましょう。
- 2 **入居時**には、賃貸住宅の現在の状況をよく確認し、記録に残しましょう。
- 3 **入居中**にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。
- 4 **退去時**には、精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。

(出典：国民生活センター)

納得できない場合やトラブルになった場合は、消費生活センターに相談しましょう。

消費者ホットライン「188」(いやや)

※ 最寄りの消費生活センターにつながります。



188